

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日には、
翌日(たの翌日)

ける次の当選人に公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百五条第一項の規定に基づき、昭和四十三年七月十一日当選証書を附与したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤

章

鳥取県米子市灘町三丁目四二番地 足鹿 覚

名

姓

氏

名

姓

住

所

◇選管告示 参議院地方選出議員選挙鳥取県選挙区における当選人の
住所及び氏名
参議院地方選出議員選挙鳥取県選挙区における当選人へ
の当選証書の附与

目次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十一号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員選挙鳥取県選挙区における当選人の住所及び氏名は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第一百一条第二項の規定により告示する。

昭和四十三年七月十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

住 所 氏 名

鳥取県米子市灘町三丁目四二番地 足鹿 覚

鳥取県選挙管理委員会告示第三十二号

昭和四十三年七月七日執行の参議院地方選出議員選挙鳥取県選挙区にお